

平成 21 年 12 月 14 日

大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

課長 小玉 剛 (7651)

専門官 鈴木 俊子 (7657)

(担当・内線) 賃金第二係 (7653)

(電話代表) 03(5253)1111

(夜間直通) 03(3595)3147

## 平成 21 年賃金引上げ等の実態に関する調査結果の概要について

平成 21 年標記調査の調査結果を、今般とりまとめましたので公表します。

### 【調査結果のポイント】

- 1 平成 21 年中に 1 人平均賃金を引き上げた又は引き上げる予定の企業は 61.7% (前年 74.0%) で、比較可能な平成 11 年以降では、14 年 (61.5%) に次ぐ低さ【P5-第 1 表、P15-付表 1】。
- 2 平成 21 年の 1 人平均賃金の改定額は 3,083 円 (前年 4,417 円)、改定率は 1.1% (同 1.7%) で、比較可能な平成 11 年以降では、いずれも 15 年 (3,064 円、1.0%) に次ぐ低さ【P6-第 2 表、P16-付表 2】。
- 3 平成 21 年に定期昇給を行った又は行う予定の企業は、管理職については 47.3% (前年 55.7%) で、平成 17 年以来 4 年ぶりに 50% を割る。一般職については 56.7% (同 65.8%) で、比較可能な平成 15 年以降では、15 年 (52.9%) に次ぐ低さ。【P7-第 3 表、P18-付表 5】
- 4 定期昇給制度がある企業のうち平成 21 年にベースアップを行った又は行う予定の企業は、管理職については 12.7% (前年 19.8%)。一般職については 12.6% (同 21.4%) で、比較可能な平成 16 年以降では、16 年 (10.3%) に次ぐ低さ。【P8-第 4 表、P19 付表 8】
- 5 平成 21 年に賃金カット (賃金表等を変えずに一定期間賃金を減額すること) 又は諸手当の減額を実施した又は予定している企業は 30.9% (前年 9.3%) で、比較可能な平成 14 年以降では過去最高【P9-第 5 表、P19-付表 9】。

(注) 1、2については、定期昇給、ベースアップなどで賃金の改定が行われた際に、その前後の、同じ労働者についての 1 人平均の所定内賃金 (時間外手当、休日手当等を除いた毎月支払われる賃金) の変化についての数値である。

## 1 調査の目的

この調査は、民間企業(労働組合のない企業を含む)における賃金の引上げ、引下げ(以下、「賃金の改定」という。)額、賃金の改定率、賃金の改定方法、賃金の改定の構造を明らかにするとともに、同改定に係る交渉等の実態等を把握することを目的として実施している。

## 2 調査の実施時期及び方法

平成21年8月に郵送調査により実施した。なお、平成20年以前は9月に調査を実施していたので、比較の際は留意されたい。

## 3 調査項目

企業の属性、賃金の改定に関する事項、賃金の改定事情に関する事項、賞与支給に関する事項

## 4 調査の対象

日本全域において日本標準産業分類(平成19年11月改定)による15大産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に抽出した 3,493企業としたが、今般とりまとめた調査結果は、調査対象のうち、常用労働者100人以上の企業(対象企業数 3,176社、有効回答 1,821社、有効回答率 57.3%)について集計したものである。

## 5 調査の対象期間

平成21年1月から12月までの1年間

## 6 調査結果

別添概況のとおり。